議 日程第1「議案第42号松田町古民家の設置及び管理に関する条例(産業厚生 常任委員会報告)」を議題といたします。

本件については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、大舘秀孝君。

産業厚生常任委員長
それ

それでは、委員会報告をさせていただきます。平成30年9月10日、松田町議会議長 中野博殿。産業厚生常任委員会委員長、大舘秀孝。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、9月10日に委員6名中5名出席の もとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、平成30年第3回定例会におい て付託された「議案第42号松田町古民家の設置及び管理に関する条例」につ いて、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、使用料の設定根拠、施設の指定管理者による稼働シミュレーション、今後のスケジュール等を詳細に審査しました。

審査の結果、農業体験等を取り入れた宿泊施設であるため、利用料金の設定、農業体験の想定、宿泊や休憩の考え方等を質疑し、豊かな地域資源を活用し、地域の振興及び地域経済の活性化に寄与するため、必要な条例と判断しました。

なお、次の項目について強く申し入れて、原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 既納の利用料金の還付については、指定管理者が還付する条件を明確に周知されたい。
- (2) この施設は、指定管理者が前提となっているため、町は食品衛生面での配慮をされたい。

なお、私ほか委員の方がいますので、補足説明をお許し願いたいと思います。 以上。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。 2 番 田 代 産業厚生の皆様、いろいろ御苦労さまでした。一、二点だけ質問があります ので、させていただきます。初めに、稼働シミュレーション、これについて 詳細に審査されましたということになっているんですけども、事務局の提案 では、年間、民泊法で182日とか180日ぐらいを上限にしているという説明が ありました。これに対して、この寄の旧安藤邸については何日ぐらいを稼働 するのか。それが1点です。

あとは2点目が、宿泊代金が上限規定ということで6,000円というふうに設定されてるんですけども、実際には、少し個人的にはちょっと高いのかなという感じがするんですけども、6,000円の上限に対して実態としては幾らぐらいが想定されてるのかな。それと、食事代が外枠になってます。これについて、食事も入れた場合、幾らぐらいで何日ぐらいの稼働についてシミュレーションされたのか、その辺について質問したいと思います。よろしくお願いします。

12番 大 舘 詳細については、副委員長の南雲氏から説明をさせていただきます。

4 番 南 雲 稼働日数としては、祝日と土・日と、あと夏休みの30日ですね。それを稼働日数として、ちょっと足してはいないんですけれども…そうですね、145日で計算されていらっしゃいました。それで6,000円の上限ということで、一応、ほかのをちょっと、ところの、古民家のところの状況を見ましてもかなり高額で設定されてまして、例えば、土間でやるそば打ち体験とか、それから餅っきとか、あと芋掘りとか里芋掘りとか、そういったものをすごく考えに入れていただくと、より一層古民家の魅力が増すというところで、この上限設定に対しては、私たちのほうでは質問が出ませんでしたけれども、一応、想定として宿泊が5,000円で食事が3,000円でその他農業体験が想定として2,000円で、4名ということで想定した金額を4万円ということで、一応シミュレーションとして出されていましたが、一応このことに関しての皆さんの御意見というのは出ませんでした。

2 番 田 代 今、宿泊5,000円、食事が3,000円、体験が2,000円ということで、4名で2 万円でしたっけ。(「4万円です」の声あり)4万円ね。そうすると1名1 万円ですよね。よく今までも議論されるのが、民業圧迫ということで、既に 寄地区で民宿を営まれてる方がいられた中で、その設定料金に対して今の話 ですと、これ実際に1人1万円というのは実態の価格だと思うんですけども、 農業体験を減らしても少し高いのかなって感じがするんですけども、民業圧 迫に対する町が行う指定管理の考え、この辺についてお願いしたいと思いま す。

12番 大 舘 そのことについてはですね、場所的なものもあるかと思いますけれども、あくまでも想定の中でする事業でありましてですね、全く、今ある民間の営業している方々とは場所的にも距離があると。それで、民業圧迫という意味では余り影響がないのかなと考えます。

それとですね、やっぱり一番逆に心配しているのが、このシミュレーション どおりにですね、集客ができるかどうかというのが一番心配なわけですけれ ども、それは企業努力というか、指定管理者の方に最大限努力をしてもらわ ないとですね、設置をしたはいいけれども営業が成り立たないという可能性 もあるわけですから、その辺を十分指定管理者に対してはですね、行政のほ うから指導なりをしていただいてですね、逆に相乗効果が生まれるような施 設であってほしいなと考えています。以上です。

2 番 田 代 民業圧迫なしという回答をお伺いして安心しました。今まで、かなりこれ議論されてたので、よろしいのかなと。と申し上げますのは、場所も若干、寄の休養村の本村から離れているということもありますし、やはり古民家という一つの個性というものがあると思います。そういった中で、やはり差別化を図って事業を展開していくということは必要なので、あそこの民宿が幾ら、民宿組合が幾らだからこうだというよりは、上限規定で、ある程度泳げる数字を持っていた中で、実態に合わせて初めは低めかもしれませんけども、実績をつくった中で上げていくということも考えられると思います。その中で、上限規定の6,000円と、あとは実費ということで食費についてはある程度裁量権で指定管理者に任されてると、委ねられてるということを感じます。ですから、そういったことでよく説明わかりました。委員の皆様御苦労さまでした。質問を終わります。

議 長 ほかに。

7 番 利 根 川 御苦労さまでございました。私、日本全国あちこちの古民家を泊まり歩いた

経験があります。それでいくとですね、例えば、富山の五箇山相倉集落とか、 あるいは飛騨の高山の白川郷とか、そういう古民家は確かに泊まってですね、 都会の人が泊まるんですけれども、古民家といえどもトイレ・台所・風呂場、 全くこの辺と同じ、全部直してあるんですね。全部直してある。直してない のは入り口の土間と囲炉裏、そういうところだけは昔の自在かぎをつくって、 使ってやってますけども、台所・トイレとお風呂場は、もう全く今風に直し てありました。それで、五箇山にしても白川郷にしても、その古い民家の中 に御家族が一緒にお住まいになってます。ところが、御家族が住んでられる 部屋はですね、いわゆるプライベートルームは、一切客が入れないように内 側から鍵がかかってあって、こんな大戸にですね、鍵かかってあって入れま せん。今回の、この農家民宿、大変結構ですけども、修繕費が若干あっただ けでですね、この程度の修繕施設、そういうトイレ・台所・お風呂場がです ね、果たしてきちんとしたものが直せるかどうか。一回行ったけどよ、トイ レが汚くてよ、昔のままでよとか、そういう風評が出るとですね、二度と行 かないよという話になりますけど、その辺は指定管理者が一生懸命稼いでで すね、直すところは直せという意味なのか、その辺を審議されたかどうか、 南雲副委員長にお伺いしたいと思います。

12番 大 舘

今、利根川議員の質問に対してですね、委員会の中では私自身も担当課の職員に、あなた方は、今、利根川議員が言われたように、各所にそういう民泊形式のものがいっぱいあるわけですよ。もっとすばらしいやつ、みんなリニューアルよりリノベーションをした感じで、すばらしい宿泊施設になってます。あれだけの経費だけで本当にお客さん集客できるのかというようなことも、課長に直接投げかけました。自分たちももっと勉強して来いよという話もさせていただきましたので、今まさしく私が心配していることは、あの設備投資だけでお客さんはちょっと無理かなと思います。だから、先ほどの田代議員からの質問の中でも、民業圧迫なんて全く考えられませんよ。あの状態では。そう感じました。ですから、極力、投資効果を減らすことが必要なんですけれども、きちっと整備してですね、お客さんにリピーターになってもらうような環境づくりとかも含めて、そういうことを勉強しなさいよとい

う指摘はさせていただきました。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切って討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議案第42号松田町古民家の設置及び管理に関する条例について、委員会報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。